

第 6 回 公的統計品質向上のための特別検討チーム会合 議事概要

1 日 時 令和 4 年 6 月 14 日（火）13:00～14:30

2 場 所 W e b 会 議

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、椿 広計

【臨時委員】

清水 千弘

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

下野 僚子、鈴木 和幸、鈴木 督久

【審議協力者（各省等）】

総務省統計局統計調査部：岩佐部長

独立行政法人統計センター情報システム部：伊藤次長

【説明者】

（事務局）

上田統計委員会担当室次長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官、長嶺統計審査官

4 議 事

（1）遅延調査票の取扱い等について

（2）点検・確認事項について

（3）その他

5 議事概要

（1）遅延調査票の取扱い等について

前回の会合で新たに対応を検討していくと整理した事項のうち、「事後的な検証に必要な情報の保存」と「遅延調査票の取扱い」の 2 つの事項について、事務局から資料 1 「抽出された課題とその対策として意見のあった事項の整理」及び資料 1 別紙「遅延調査票の取扱いについて」に基づき説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 1 点目は「遅延調査票の取扱い」について、資料 1 別紙のⅡ遅延調査票を使用する場合における留意点の 3 ポツ目に、統計相談窓口等の助言を受けるケースとして、

取扱いに関し不明な点がある場合と記載されているが、建設工事受注動態統計調査の不適切事案の場合は遅延調査票の取扱いの対処方法が変化しているため、取扱いを変更する場合についても含めてよいのではないかと考える。

2点目は情報の保存について、毎月勤労統計調査の事案の対応として定めた『情報保存等のガイドライン』では保存や破棄のルールがあるが、本質的に重要なのは、遡って利用できる情報が保存されていることであり、物理的な保存の形態に関わらず、何を保存するのかという視点で議論することが重要である。

- 遅延調査票の取扱いについては、変更の際に難しい問題がある場合は相談していただきたいが、今後取りまとめる対応ルールに沿った取扱いを行うのであれば、特段の相談は不要と考えている。
- 別紙のⅡの3ポツ目の相談に関する記述はそのままとするが、迷った時には積極的に相談するということが大切なポイントであると思う。

- ・ 情報の保存については、今回の事案で『情報保存等のガイドライン』が徹底されていなかったことは残念なことであり、ガイドラインに沿った対応を徹底するよう周知してほしい。先ほどの他の委員からのご発言にもあったが、保存に際して、電子媒体なのか紙媒体なのか、具体的な対応についてもう少し説明があった方がよい。

次に、「遅延調査票の取扱い」について、資料1別紙の冒頭の※1から※3の3点は必ずしも共通認識が図られていなかった項目について、明示的に定義しており、極めて重要と考える。特に遅延調査票を「提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかった調査票」と定義したことは重要である。

3点目として、資料1別紙のⅡの留意点において、「業務マニュアルに遅延調査票の取扱い」を記載し、「その適否について定期的に自己点検を行う」とあるが、これは自己点検で行いつつ、公的統計全体の遅延調査票の取扱いの基準が整理されれば、それに沿っているかがわかる。また、他の委員の発言にもあったように、遅延調査票の取扱いについて変更を行う場合に統計相談窓口等に相談することは、PDCAの観点からも望ましいと考える。

- 情報の保存については、効率的に保存・活用することが重要であり、情報を保存することの有用性と保存に要するコストとのバランスも考慮する必要がある。また、遅延調査票の自己点検については、ひとりよがりにならないよう、統計相談窓口への相談のハードルを下げることが必要と考える。
- 遅延調査票の取扱いについては、今後、統計委員会で考え方を示し、それを踏まえて各統計調査の業務マニュアルに記載していただくことを想定しており、このような点も考慮していただきたい。

- ・ 今回の建設工事受注動態統計調査における遅延調査票の問題は、悪意を持って行ったのではなく、現場の担当者が少しでも集計に反映させようとして行ったことが、結果として集計の誤りを引き起こしてしまったものとする。遅延調査票を集計にどのように反映させるかは技術的な問題であり、月次に反映できなければ四半期又は年次に反映させ、遡って月次と齟齬がないようにするなど適切に整理していく必要がある。また、遅延調査票をどのように使用したのか識別するフラグがあれ

ばよい。具体的なところは統計作成ガイドラインに盛り込めばよいが、理念的なところは示した方がよいのではないか。

- 統計作成機関として、遅延調査票をできるだけ活用できるように努力することは統計の精度を改善するためにも重要なことであるが、他方で、最後の1枚まで待つということになると、統計利用上の利便性が損なわれる恐れがあり、また事務処理体制を維持することも難しくなるので、このあたりは正確性と効率性のバランスが難しいと考える。

○ 座長による議論の整理は以下のとおり。

本日、いただいた意見を踏まえ、「事後的な検証に必要な情報の保存」と「遅延調査票の取扱い」を含め、報告書取りまとめに向け、引き続き、対策の具体化を進めていく。ただし、「遅延調査票の取扱い」などは、この後で審議する点検・確認の結果を確認する必要があるため、引き続き、この特別検討チームで議論する。

(2) 点検・確認事項について

冒頭、座長から今回の点検・確認の目的や考え方について認識を共有するため、以下のとおり発言があった。

- ◆ この度の点検・確認の目的は、国土交通省の建設工事受注動態統計調査において発生した問題と同類の事象が他の基幹統計調査に生じていないか点検・確認を行うとともに、統計作成上のリスク事案の発生抑止や業務プロセス改善のための基礎となる各府省の取組を把握することにある。
- ◆ 統計委員会としては、この点検・確認により得られた情報を参考にして、基幹統計を中心とした公的統計における今後の重大リスク事案の発生抑止及び統計作成プロセスの改善などの「公的統計の総合的な品質向上のための対策」の取りまとめとその実現につなげていくことを考えている。
- ◆ この点検・確認により、各府省に負担をかけることになるが、これを通じて、
 - * 各府省においては、改めて統計作成の現状を認識し、今後の改善に役立つ基礎情報を把握すること
 - * 各調査の担当レベルにおいても自らの業務についての気づきの機会になることを期待している。

併せて、各府省においても、この点検・確認の作業を通じて、統計作成体制の整備・改善に繋げていただくことを希望する。

続いて、事務局から、点検・確認事項を具体化した資料2-1「点検・確認票(案)」、点検・確認結果の取りまとめについて整理した資料2-2「点検・確認結果の取りまとめについて」の説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 1点目は、資料2-1の枠囲みの趣旨について、今回の点検・確認の趣旨は、「各府省が自主的に点検を行い、将来的な誤りのリスクを発見し改善につなげる

こと」であり、この趣旨を幹部等が認識し、各府省が幹部等を中心に一丸となって点検・確認に臨んでいただくような依頼状は必要ではないか。

2点目は、6月13日の参議院決算委員会において、「令和2年度決算について内閣に対する警告（いわゆる警告決議）及び令和2年度決算審査措置要求決議」が行われ、警告決議の最初の項目として「建設工事受注動態統計調査における二重計上について」が決議されている。当該決議では、「政府統計全体に対する信頼を確保するため、不適切事案の徹底した検証と再発防止のほか、全ての基幹統計及び一般統計を対象とした政府統計の改善施策に取り組み、必要に応じて人員を増やすなど統計行政体制の強化を図るべきである。」とされているが、今回の点検・確認の対象は全基幹統計調査及び基幹統計とされているが、改善施策の対象には一般統計も含まれるという理解でよいのか。

3点目は、点検・確認票（案）の1ページ目に「担当局長及び統計幹事の確認・署名欄」があるが、我々はこれまで、特に統計作成プロセスにおけるマネジメントに注目して議論してきたこともあり、トップが改めて統計作成の現状を認識し、今後の改善に役立つ基礎情報を把握したことについて署名することはとても重要な意味があると考えている。

4点目は、点検・確認票の自由記入欄は、その回答内容が、今後の改善のポイントとなると考えており、自由記入欄はできる限り広めにとってもらいたい。

5点目は、11ページの「5 誤り発見・発生時の対応」の【1】の冒頭の4行は非常に重要であり、「誤りは発生しうるもので発生した時にどう対応するか」に意義があり、本点検・確認の趣旨にも通じるものがある。

6点目は、資料2-2の点検・確認結果の利活用についてわかりやすく示しており、各府省に対して、点検・確認票と一緒に配布してもらいたい。回答者が回答結果をどう使用されるか承知した上で、責任を持って回答することが望ましいと考える。

→ 点検・確認の趣旨が各府省に徹底されることは重要であり、総務省から各府省に伝えてもらうようにしてほしい。また、国会の決議については我々としても留意していく必要があるが、今回の点検・確認を一般統計まで対象とするのは実務的に負担が大きいため、基幹統計を対象に重点的に行うこととし、その結果を踏まえて取りまとめられる対策は、一般統計も対象に広げて改善を行っていくべきと認識している。

→ 点検・確認票は電子媒体で作成しており、自由記入欄の制限はない。また、本特別検討チームは、一般統計を含む政府統計全体の総合的な対策を策定することが使命となっているので、国会の決議にも対応した議論がこれまで行われてきていると考えている。資料2-2については、点検・確認票と一緒に各府省に配布することとし、各府省にはしっかり対応していただくようにする。

・ 今回の点検には教育的な視点を盛り込むことをお願いしてきた。文書だけでは伝わらない部分もあるが、それ以上に重要なことは、この点検を各府省において統計作成体制などを議論する機会にしてほしいということ。先日、統計関係の国際会議に出席した際に、今回の我が国における統計問題が話題となった際に、その原因は日本特有の人事ローテーションの問題であるということが、国際会議の場でも指摘された。国際的には、日本の統計担当者が短期間で異動になる人事慣

行が劣後とみられていることを深く認識し、適正な予算措置・人員配置を戦略的に実施してほしい。

→ 人材に裏打ちされた体制が必要であり、このことは各府省の幹部にもしっかりと認識してほしい。

- ・ 資料２－１の７ページのマニュアルの整備・利用等の状況の質問は、マニュアルに関して将来に向けて未然防止と再発防止を図るという目的を考えた時に、組織として仕組みをどう考え、整備していくか、PDCAのP（プラン）の目的を達成する時の方法ということで重要な項目となる。組織として仕組みが整備されているのか、そして仕組みが整備された後、それが実行されているのかというように、時系列でどう変わってきているかということが重要なポイントとなるので、それが分かるように設問を考えてほしい。例えば、【５】１の設問では、「研修を行うことがある」と「研修を行っている」という選択肢を２つ並べてもいいのではないかと。

→ 仕組みの整備状況やその実施状況など、取組の濃淡がわかるような設問とすべきと理解したが、設問の文言については、事務局において引き続き検討してほしい。

- ・ この点検・確認票は、各府省が自己点検を行うことで、自らの部署の状況がわかるレベルチェック票としての役割を持つことになり、教育的自己点検として使えるものであり、これが展開されることは統計委員会として意義があると思う。

○ 審議の結果、点検・確認票の案については、おおむねの同意が得られたと整理され、座長から、近日中に開催予定の統計委員会に報告することとなった。

○ 加えて、座長から、この点検・確認と並行して、対策の取りまとめについて報告書にどのように記載していくか、今後、事務局を通じてメール等で構成員に相談させていただきたいとの依頼があった。

（３）その他

事務局から、次回会合の日程については、構成員の日程調整を行った上で後日連絡する旨発言があった。

（以上）